

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 5 月 定 例 会 ——

平成21年5月21日（木）

開 催 日 時 平成21年5月21日（木） 午後2時00分～午後3時20分

開 催 場 所 市役所5階504会議室

出 席 委 員 伊藤文代委員長

吉田昌子委員長職務代理者

荒畑忠弘委員

森井良子委員

阪本伸一教育長

説明のための出席者 関口徹夫教育部長

山田裕教育部理事兼指導課長

阿部和生教育庶務課長

大滝安定学務課長

永田達也学務課長補佐

白倉克彦指導課長補佐

有馬哲雄生涯学習推進課長

大平真一生涯学習推進課長補佐

中島明彦体育課長

深谷達中央公民館長

柄澤俊彦中央図書館長

島川浩一教育部参事

佐藤晴美指導主事

書 記 石川進司教育庶務課長補佐、山本裕和教育庶務課主事

傍 聴 者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会5月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、荒畑委員及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（10）、及び、議案第7号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手を願います。

—賛成者挙手—

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（教育長報告事項）

○伊藤委員長

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（1）平成21年5月1日現在の児童・生徒数について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（1）平成21年5月1日現在の児童・生徒数について、報告いたします。資料No.1をごらんください。

これは、国の指定統計であります学校基本調査への報告数値でございます。

小学校の児童数は、特別支援学級の児童を含めまして、9,332人、学級数は320学級でございます。

昨年と比較しまして、全体で児童数が73人の減、学級数は2学級の減となりました。

このうち通常学級は、児童数9,226人、288学級で、90人の減、学級数は4学級の減となっております。

また、特別支援学級は、児童数106人、学級数は17通級学級を含み32学級で、昨年に比べ、児童数は17人の増、学級数は2学級の増となりました。

次に、中学校でございますが、特別支援学級を含め、生徒数4,179人、学級数は129学級で、昨年度に比べ、37人、4学級の増となっております。

このうち通常学級は、生徒数4,105人、115学級で、18人の増、学級数の増減はございません。

また、特別支援学級は、生徒数74人、学級数は3通級学級を含み、14学級で19人、4学級の増となりました。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（２）平成２１年度小平市立小・中学校の移動教室の実施について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（２）平成２１年度小平市立小・中学校の移動教室の実施について、報告いたします。資料No. 2をごらんください。

お手元に各学校別の実施予定表を配付してございますが、小学校につきましては、実施期間は、5月20日の鈴木小学校から7月6日の小平第五小学校まで、いずれも2泊3日の予定でございます。

実施場所につきましては、小平第二小学校、小平第三小学校、小平第七小学校、小平第九小学校及び小平第十三小学校の5校が、学校行事の日程及び児童数の関係から、小金井市の清里山荘を利用して実施することになります。その他の14校につきましては、例年どおり小平市立八ヶ岳山荘を利用して実施する予定でございます。

なお、小学校の移動教室は、今年度より夏休み前にすべて終了する予定でございます。

次に、中学校の移動教室でございますが、第3学期に、長野県菅平で冬季スキー教室を予定しております。1月17日の小平第五中学校（2年生）から、2月11日の小平第五中学校（1年生）までの予定でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（３）平成２０年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（３）平成２０年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告について、報告いたします。資料No. 3をごらんください。

本調査は文部科学省の調査で、暴力行為、いじめの状況及び不登校の状況等について、例年4月に調査を実施しております。詳細につきましては、山田教育部理事から説明させます。

○伊藤委員長

山田教育部理事。

○山田教育部理事

それでは資料に従って御説明いたします。

表の中の括弧の数値は、平成19年度の数値でございます。

はじめに大きな1番。暴力行為の発生件数の総括表です。中央の部分の発生件数を見ますと、小学校では2件、中学校では24件発生しました。

以下の1から4の表が内訳となっております。

1の、対教師暴力についてですが、小学校は平成20年度も1件発生しました。中学校では、平成19年度と同様に2件ありました。

2の、生徒間暴力の状況についてですが、この件数は生徒同士がけんかになり、双方が相手を殴った場合や、一方的に暴行を加えた場合の数値です。小学校では3件でした。中学校では学校内の発生については、平成19年度は3校で6件でしたが、平成20年度は5校で20件でした。

次に、4の器物破損の状況ですが、中学校で2件発生しました。暴力行為全体といたしましては、平成19年度と比較して、学校内での生徒間暴力の状況が、小・中学校ともに増加していることから、生活指導面での指導の徹底、充実をさせるほか、人権教育や、道徳の授業などにおいても、自他を大切にす教育の充実を図ってまいります。

次に、大きな2番、いじめの状況です。

1の、いじめを認知した学校数、認知件数についてですが、平成19年度と比べ、認知した学校数は、小・中学校ともに1校の増加。認知件数は小学校26件。中学校48件で、中学校においては、16件の増加となっております。なお、いじめの発生件数が増加した要因に、いじめの発見、早期対応を目指して、学校がふれあい月間などを中心にきめ細かな対応を行ったことが挙げられます。

2の、いじめの現在の状況についてですが、平成20年度は74件中、60件が解消しました。

3の、いじめ発見のきっかけについては、本人からの訴え、当該児童生徒の保護者からの訴え、学級担任が発見が多く占めております。

いじめ発見のきっかけとして、中学校において、当該児童生徒の保護者からの訴えが、昨年度と比較して増加しているところが特徴的な結果となっております。

4の、いじめられた児童生徒の相談状況についてですが、学級担任に相談、保護者や家族等に相談、学級担任以外の教職員に相談の順になっております。

5の、いじめの態様は複数回答ですが、小・中学校ともに冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われるが最も多く、合計で53件となっております。中学校においては、昨年度より9件増えました。

なお、次の仲間はずれ、集団による無視をされるという仲間はずれというのは、遊び、運動、勉強などで仲間に入れないもので、集団による無視というのは、特定の児童生徒に対して、集団で無視し口を利かないという場合を言います。中学校では昨年度より7件増え、14件となりました。

6の、学校におけるいじめの問題に対する対応についてですが、いじめが発生したかどうかにかかわらず、各学校ではどのような対応が行われているかということについて調査したものです。いじめは絶対に許されない行為であり、その対応につきましては、人権教育の推進を中心にすえ、家庭との連携を深めるとともに、教育相談やスクールカウンセラーなどを活用し、学年や学校全体として組織的に取り組むことが重要ですので、引き続き各学校における対応について指導してまいります。

最後に、大きな3番、不登校等の状況等についてです。

この調査結果は、平成20年度内に年間30日以上を欠席した不登校児童生徒のものでございます。

不登校の定義ですが、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しない。あるいはしたくてもできない状況にあることを言います。ただし、病気や経済的理由によるものは除きます。

平成20年度の概要といたしましては、小・中学校ともに、昨年度に比べ、若干ですが減少いたしました。

2の、学年別内訳のとおり、小学校の不登校が52人となり、昨年度より7人の減少。中学校では合計126人で、16人減少しました。

いわゆる出現率ですが、小学校では全小学生9,316人の0.56%となり、昨年度が0.62%でしたので、0.06ポイントの減少となります。

また、中学校では全中学生4,087人の3.03%となり、昨年度が3.48%でしたので、0.45ポイント減少しました。

次に、3の不登校児童生徒の指導結果状況ですが、小学校では指導の結果、登校する、またはできるようになった児童が52人中23人と、44.2%の児童が学校に復帰しました。

中学校では、124人中22人の17.7%の生徒が学校に復帰しました。

不登校につきましては、各学校においてきめ細かい対応を進めるとともに、教育相談室やスクールカウンセラーなどの専門的な知見の活用を図り、あゆみ教室を中心にして、関係機関との連携を強化したネットワークづくりを引き続き進めてまいります。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項(4)定期監査の結果について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項(4)定期監査の結果について、報告いたします。資料No.4をごらんください。

生涯学習推進課、体育課、公民館及び図書館につきまして、平成20年4月から12月までの期間に執行された、財務に関する事務及びその他の事務を対象に、小平市監査委員による定期監査が実施されました。

監査の講評では、「全般的におおむね適正に執行されている」と認められましたが、時間外勤務命令、庁用車管理、歳入調定事務、契約事務、補助金交付事務、行政財産使用許可について、処理の改善を求められました。

この定期監査の結果を受けまして、事務処理を再点検し、必要な改善を行い、事務の適正な処理に努めるとともに、さらなる効果的かつ合理的な行政運営を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（5）平成20年度小平市立公民館事業実績について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（5）平成20年度小平市立公民館事業実績について、報告いたします。

事業につきましては、資料No.5にまとめてありますので、細かくは資料をご覧ください。概要について説明いたします。

まず、学級・講座でございますが、講座コースは72コース、回数といたしましては678回を実施いたしました。講座への応募状況は、2,507人、受講者数は1,883人でございました。

以下、「主催講座学習成果発表展」から「概説」のとおりでございますが、出前映画会は、今年度から本格実施した事業で、高齢者、障がい者、児童施設等で16ミリフィルムの上映を行い、延べ14施設で897人の参加があり、参加者からは「継続して実施してほしい」旨の要望をいただいております。また、これ以外のデータといたしまして、家庭教育、子育て支援の講座といたしましては、今年度より分館を含め全館で実施し、12講座121回、受講者210人、保育は104人でございました。

また、パソコン講座につきましては、中央公民館及び各分館で実施いたしましたところ、応募者数が695人、受講者数は537人でございました。

講演会の回数は14回、参加者数は、1,294人でございました。

また、公民館視聴覚ライブラリーのフィルムとビデオ貸し出しにつきましては、件数では297件でございました。

このほか、公民館まつり、映画会、音楽会などを開催し、市民の活動の場を提供したところでございます。

全施設の利用者数といたしましては、45万754人で、前年比、約1%の増となっております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（６）平成２０年度小平市立図書館事業統計について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（６）平成２０年度小平市立図書館事業統計について、報告いたします。資料No. 6をご覧ください。

前半１ページから２０ページまでが蔵書・利用及び各事業の統計でございます。平成２０年度の年間貸出資料数は、平成１９年度より５万点ほど増加し、約１５９万点となりました。花小金井図書館での貸出資料数が１万７、０００点、喜平図書館での貸出資料数が１万４、０００点、それぞれ増加したことが大きく影響しております。所蔵資料数は１２０万３、０００点ほどで、昨年度より約２、５００点減少しておりますが、汚破損本、副本の除籍を積極的に行ったことによりです。予約件数はインターネットからの受け付けが開始されて以来増加が続いており、平成２０年度も１万６、０００件ほど増加し、約２２万９、０００件となりました。

後半２１ページ以降が講演会・講座・夏休み家族一日図書館員・展示等の行事統計となっております。

予定した事業はいずれも計画どおり実施いたしました。

特に民話講座は、「小平のむかしむかし」をテーマとして、市民の方が講師となって小平のむかしを様々な角度から語っていただき、大盛況でした。

その他、資料にはございませんが、学校図書館支援センター事業による学校図書館協力員のお薦め本リストの作成、行財政再構築プランに掲げられている中央図書館の施設提供、図書館利用者アンケートを実施いたしました。

また、施設につきましては、上宿図書館の空調機器取替工事、中央図書館消防設備改修工事が行われました。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（７）寄附の受領について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（７）寄附の受領について、報告いたします。資料No. 7をご覧ください。

〔I〕は、世界大百科事典全３４巻を、匿名希望の個人の方より、小平市立小平第七小学校へ

の指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（８）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（８）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.8のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○伊藤委員長

阿部教育庶務課長、お願いします。

○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、10件でございます。

受付番号（４）から（９）までは、文化庁委嘱事業でありまして、伝統文化こども教室に係る事業でございます。おのおの実施期日は事業開始日が記載されており、各事業10回程度の実施を予定しております。

各事業のうち、今回初の承認は、受付番号（４）、事業名、伝統文化つくし華道こども教室、及び、受付番号（５）、事業名、伝統文化こども教室「こどもいけばな花小金井教室」並びに、受付番号（９）、事業名、小平市学園東和装礼法こども教室でございます。

以上が、受付番号（４）から（９）の説明でございます。

次に、受付番号（10）。事業名、市民うたごえ祭り。こちらは毎年承認しております。

次に、受付番号（11）。事業名、第32回住宅デー。こちらも毎年承認しております。

次に、受付番号（12）。事業名、2009平和のための戦争展・小平（第15回）。こちらも毎年承認しております。

終わりに、受付番号（13）。事業名、第6回生涯学習チャリティーセミナー。こちらは平成19年9月にも承認しております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（９）事故報告Ⅰ（4月分）について、阪本教育長から御説明をお願い

いたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（9）事故報告Ⅰ（4月分）について、報告いたします。

4月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.9のとおりでございます。
詳細につきましては、山田教育部理事から説明させます。

○伊藤委員長

山田教育部理事、お願いいたします。

○山田教育部理事

4月分の事故報告Ⅰについて報告いたします。

はじめに、交通事故は、小学校の管理外で2件ございました。

次に、一般事故についてです。管理下の事故が小学校で6件、中学校で4件。小学校の管理外で1件ございました。

事故の内容についてでございます。

交通事故は自転車による事故でございました。

一般事故は、小学校の管理下での一般事故6件中4件が、休憩時間中に発生した事故でございます。引き続き、休憩時間中の生活指導には、十分に注意した指導の改善を図ってまいりたいと考えております。

なお、今月の事故は先月と比べますと、交通事故は1件の増加、一般事故は3件の減少でございました。

昨年と同じ月と比べますと、交通事故は1件の増加、一般事故は同数でございました。

続きまして、本日の議題にはございませんが、新型インフルエンザ感染者の発生に伴う、小平市立中学校の修学旅行への対応について御報告いたします。

5月、6月に修学旅行を実施する予定でございました小平市立中学校の、小平第一、小平第五、小平第六、上水の4校の修学旅行の延期を、昨日20日に決定し、同日中に生徒保護者に通知いたしました。

なお、4校ともに延期後の日程の決定を終了いたしております。

以上でございます。

○伊藤委員長

関口教育部長、お願いいたします。

○関口教育部長

私の方から、小平市のインフルエンザに対する取り組みを、御報告させていただきます。

現在、小平市といたしましては、小平市長を本部長といたします、小平市新型インフルエンザ対策本部会議を設置してございます。

直近の取り組み等につきまして、御報告させていただきます。昨日、八王子市内の女子高生が新型インフルエンザに感染したとの報道を受けまして、10時半から臨時会議が招集されまして、その後、11時30分から東京都の感染症対策本部会議の会見を受けまして、市の対応を協議いたしました。

それに基づきまして、本日8時35分から第3回目の対策本部会議を開催いたしまして、取り組みを決めたところでございます。

当面の対応につきましては、3点ございまして、市民には引き続き迅速で正確な情報提供をするとともに、冷静な行動をお願いします。

2点目といたしまして、学校や保育園の休業、集会の自粛等の要請は現段階では行わない。

3点目といたしまして、今後状況の変化があった場合には、必要な対策を行う。迅速かつ適切に対応すると。この3点を当面の対応といたしたところでございます。

なお、具体的な対応につきましては2点ございます。

1点目といたしましては、市の施設、これは学校または保育園等も含みますが、ポンプ式消毒液及びポスターを市の施設の出入り口等に1本ずつ置きまして、来所者の手の消毒を施すことにいたしました。

2点目といたしましては、現段階では職員へのマスク着用の指示は行わないということにいたしました。

私からの御報告は以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

それでは、ここまでの教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○荒畑委員

教育長報告事項の、まず第1の平成21年5月1日現在の児童・生徒数についてというところで、質問をちょっとさせていただきます。

まず第一点が、小平第十小学校、小平第十一小学校の6年生の学級数のところに丸がついております。また、小平第五小学校と小平第九小学校の2年生のところに学級数のところに丸がついておりますが、どういう意味なのかということが一つです。

それからもう一点が、小学校でいきますと小平第七小学校の863人。鈴木小学校の237人。中学校でいきますと、小平第三中学校の683人に対して上水中学校の291名ということで、いろいろな理由があるとは思いますが、児童数、生徒数の大きな差があるということで、この原因につきましては、立地条件とか人口とか、あるいは地域の要望の度合いによってという形になっているのでしょうか。

この質問については、毎回この時期に出ているのではないかと思うのですが、わかる範囲でよろしいので、ぜひ教えていただきたいと思います。

以上です。

○大滝学務課長

第一点目の小平第五小学校、小平第九小学校の2年生のところに丸がついている点、同じく小平第十小学校、小平第十一小学校の6年生に丸がついている件でございます。これは東京都独自の制度でございまして、学級維持制度を適用しているところでございます。

維持制度というものは、1年生から2年生に、あと5年生から6年生に、中学校の場合は中学2年生から3年生に行く場合、一番環境の変化の大きいところですよ。環境をかえないということで、そのままの学級数を維持したまま、児童・生徒数が減っても現在の1年生の学級数を維持したまま2年生にいくというものでございます。これは6年生の場合も5年生から6年生、中学校2年生から3年生。これも同じような内容で維持制度を適用した学校でございます。

2点目の、小平第七小学校、鈴木小学校、児童数がかなりの差があるということでございます。先ほども委員がおっしゃったとおり、これは立地条件ということでございます。小平第七小学校は以前から大規模校という形の中で学級数の増が、また地域に大きな都営があつたりとか、そういった立地条件によって学級数の減がない、児童数の減がないというところでございます。

鈴木小学校につきましては、この地域につきましては、小平第三小学校、小平第八小学校、小平第九小学校のちょうど真ん中に位置する小学校でございまして、学区域がかなり狭い地域でございます。そういった中で児童数の減が今現在も進んでいる地域でございまして、現在、ここにつきましては調整区域等を設けながら、調整を今後考えていかなければならない地域だと、現在、考えております。

小平第三中学校、上水中学校につきましても、条件としてはやはり立地条件の問題、学区域の区域の広い範囲と申しますか、そういう地域でございまして、小平第三中学校につきましても、御承知のとおり学区域がかなり広い地域でございます。

上水中学校につきましては、小平市の南側に位置する中学校でございまして、学区域の狭い区域、また地域に住宅または大きなマンションとかそういったものが設置される可能性の少ない地域という形で、生徒数の増が見られないという地域でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

この件に関して、ほかに。

○吉田委員

特に鈴木小学校に関しましては、ここもう3年から4年、毎年同じような質問をさせていただき、また同じようなお答えをいただいているわけなんですね。調整区域を設けながら考えてみる

というふうにお答えいただいていますけれども、もう少し具体的にはなっていないのでしょうか。

○大滝学務課長

大変申し訳ございません。現時点では具体化されてございません。ただ、この地域につきましては、できれば今年度、検討してみたいと現在は考えてございます。

ただ、やはり地域の特性というのがございまして、なかなか難しい地域と考えております。先ほども御説明させていただきましたが、鈴木小学校を中心に、小平第三小学校、小平第八小学校、小平第九小学校がかなり隣接している地域でございます。調整区域を設置するにも、かなり難しい地域でございまして現在も御幸町地域が小平第三小学校と小平第八小学校との調整区域になってございまして、そこが今一番ベターな部分と考えておりますが、小平第三小学校とのやはり絡みがございまして、なかなかその辺の調整をするのが大変難しい地域という形で、現在に至ってございます。

学校長の方からも、再三お話がございまして、お話をさせていただいているところでございますが、できれば今年度調整ができればと考えてございますが、なかなか進まないという現状を御理解いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○吉田委員

今のお話ですと、小平第三小学校と鈴木小学校というのは非常に近い関係ですよね。小平第三小学校の場合はこれからますます児童数が増えていく傾向にあり、教室も足りなくなるのではないかとこのように言われております。それに反して鈴木小学校の場合は、年々児童数が減少しており、各学年で1クラスだけというのも、今回は2学年ありますし、これがますます進んでいくのではないかと懸念されるわけです。

その中で、隣接した小学校同士だからこそ、調整区域の拡大というのは可能ではないのかなというふうに考えますし、それが児童数が増え過ぎる学校と少な過ぎる学校がうまく調整ができる方法ではないかと思えます。

できれば早急に対応していただければと考えております。

○伊藤委員長

私の方から。今、大滝学務課長より、今年度中に、検討することも考えているというお話がありました。それはこの、今話題になっている、この地域に関して個別に検討しようとしているのか、あるいは小平市全体の通学区域についての検討会の立ち上げなどを視野に入れてらっしゃるのか、いかがでしょうか。

○大滝学務課長

現在考えておりますのは、今お話が出ました鈴木小学校地域、それと花小金井小学校地域、こ

の2校の地域については現在考えてございますが、他地区につきましては現在は考えてございません。当面今考えられることとしては、鈴木小学校という形では考えてございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

それからちょっと角度をかえまして、今現在の状況として、例えば小規模校の大人数クラスとか、大規模校の少人数クラスとか、あるいは大規模校、小規模校関係なく、非常に人数の少ないクラス、あるいは40人いっぱいだけのクラスという、いろいろございます。学級運営、指導方法、それなりに対応が違ってくるかと思いますが、もちろん各学校で最近とてもよく授業力についても研修などなさっていて、とても頼もしく感じておりますが、指導課としても指導主事の巡回等で、その辺のアドバイス支援など、どのようになさっていますでしょうか。

○山田教育部理事

ただいま委員長からお話のございました、いわゆる適正規模についてでございますが、東京都の方の見解につきましては、40人規模が適正な規模となっております。ただ、近年特に入学期の小学校1年生の、いわゆる小1プロブレム問題が出てきております。いわゆる集団生活になじめないお子さんへの対応においては、この40人の人数が負担になる学級担任もいるかと思えます。そういったことに対応するために、一昨年度からティーチングアシスタントの派遣を試みてまいりましたが、学校における成果が大変高いものであるということがわかりまして、今年度からこのティーチングアシスタントを全校配置するという制度といたしました。

それにあわせて各学校におきましては、一学級一担任で子どもたちを見るのではなく学年組織で見るなどの、学校組織を活用した学級経営、これについての全校支援を行うような指導、助言を、教育委員会としてはいたしております。

以上でございます。

○伊藤委員長

わかりました。この件に関してはよろしいですか。

では、教育長報告事項に関して、ほかに何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

○森井委員

小学校の移動教室について質問させていただきます。

小平第二小学校、小平第三小学校、小平第七小学校、小平第九小学校、小平第十三小学校が、小金井市立の清里山荘で移動教室を実施するとのことでした。その理由につきましては学校行事また収容人数に関係してということでしたが、学校行事はさておき、今までも収容人数の関係でほかの市の施設を使っていたことがあったのでしょうか。小平市の八ヶ岳山荘は老朽化が進んでいるということをよく耳にいたしますが、今後は収容人数に対応できるようなものに増築、改築

していく必要があるのではないかと思います。

○中島体育課長

小平市の市立八ヶ岳山荘につきましては、そのあり方等について今後の検討課題ということになってございます。実際に移動教室の運営については、その中で検討されていくものであると考えているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

○吉田委員

では資料No.4です。定期監査法結果報告書というのがございます。この中に監査の結果、全般的におおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の改善報告を要する事項が見受けられた、とございます。その裏のページに、いろいろな各部署での検討してほしいというようなことが書かれておりますけれども、これにつきまして検討はもう既になされたのか、もしなされているのであれば、その検討された結果をお知らせ願いたいという点と、もし検討されていないようでありましたら、これは大体いつぐらいまでに検討されて修正をいただけるのかと思います。

○有馬生涯学習推進課長

では、社会教育の分野ということで、私の方でまとめて答えさせていただきます。

この指摘事項を受けまして、各課、各館におきまして、それぞれ改善なり、今後の対応について整理をしまして、監査委員の方に報告するということになってございます。それが今まとまりつつありますので、近日中に監査委員の方には報告予定でございます。

教育委員の皆様方には、恐らく6月の定例会におきまして、御報告できると思っております。

以上でございます。

○荒畑委員

教育長報告事項（8）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、ということにつきまして、先ほど阿部教育庶務課長の方より御説明がございましたが、ちょっと御質問をしたいと思っております。

4番から9番につきましては、伝統文化のイベントということで先ほども言われたとおり、教育上非常に応援をするという点ではよろしいのではないかとこのように思います。

そして10番から13番のうち、ちょっと私わからないので説明していただければと思います。毎年承認しているということで、私のちょっと勉強不足もあって失礼だとは思いますが、番号

(11)の東京土建一般労働組合小平支部の第32回住宅デーという内容につきまして、できたら御説明していただきたいと思います。ここに出ている承認事項からいくと、ちょっと違和感を感じましたので、失礼ですけれども、よろしく願いいたします。

○阿部教育庶務課長

それでは第32回住宅デーの事業内容について御説明いたします。また、事業内容から私どもも後援が適当であろうと判断した経緯がございます。

事業内容といたしまして、こちらはまな板削り、包丁研ぎ、工作教室、無料住宅相談、耐震金具無料取り付けボランティアなど、というふうな申請でございます。特に工作教室ということで、子どもたちが工作を通じて、木に触れたりだとか、手先が器用になるとか、そういったことが教育上の糧になるのではないかと、小平市の教育の分野の一つの貢献にもなるだろうということで例年承認しているものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ちょっと恐縮ですが、先ほどの定期監査のところに戻らせていただきます。

4番の契約事務について、やはりお金が絡むと、特に契約行為については非常に厳選に対処していただきたいということから、ちょっと厳しいかもしれませんが、御質問させていただきます。

随意契約あるいは特命随意契約において、見積書を徴収しないというのは規則違反にもなりますし、一般市民の感覚からしても、それではどのような契約行為がなされたのか非常に不思議な感じもいたします。

ただ場合によっては、見積書の徴収をしなくてもいいとされているものもあると伺っておりますが、この件に関してはそういった勘違いがされたのでしょうか。どういった経緯があるのでしょうか。

○有馬生涯学習推進課長

ただいまの監査の件でございますが、私どもが行いました青少年音楽祭、それとヤング・ダンスフェスティバル、いずれも市民文化会館、ルネこだいらを会場に実施いたしました。その際、舞台の音響等の業務につきまして、ルネこだいらに入っている業者に委託したわけでございます。

契約事務規則第41条に、見積書を取るという規定がございます。これらの事業については予算編成時にその業者から見積もりを取り、予算化し、契約の段階で担当とその業者と話し合いの中で、予算的にも額は変更がありませんねという口頭の確認はしているのですが、そこで見積書を徴収していなかったということでございます。

委員長が申しましたように、特例で、例えば地方公共団体であるとか、その他公益法人、そこからは徴収しなくてもいいという規定もございます。ただ、今回の業者につきましてはとらなければいけないという相手方ございました。今年度も同じ事業を実施いたしますので、早速、課

の事務研修会を開きまして、全員で確認を行い、間違いのないように周知徹底を図ったところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございます。今後の改善に期待いたします。

それではほかに御質問、御意見ございませんか。

○吉田委員

資料No.3の児童生徒の問題行動等のことです。これによりますと、いじめの件数なのですが、いじめというのはやはり多いから悪い、少ないからいいというものではないので、本当にゼロにしなくてはいけないものだと思っております。

その中で、昨年度58件あったものが、解消をして46件になっていますよね。そのもう一つ前ですか、平成18年度なのですかね。ここに新しく書いてあるのが平成19年度の方ですよね。その平成18年度のときに、58件あった……。

○山田教育部理事

ここに書いてあるのが平成20年度で、括弧が平成19年度でございます。

○吉田委員

失礼いたしました。平成19年度は58件あった認知件数が、解消している件数が46件ございますよね。そうすると、ここで12件がまだ解消できていないということです。今年、認知件数が74件ございます。そうすると、これから単純にこの12を引きますと、62件今年新たにいじめがあったというわけでございますので、これは決して減ってきたというか、いじめが解消されてきているというふうにはどうしても見受けられないのです。ですからこの数字的なことをもう少ししっかりと見て、対応していただければと考えております。

○伊藤委員長

御意見ですけれども、何か指導課の方でお話があればお願いいたします。

○佐藤指導主事

私の方から御説明させていただきます。

本年度も行っております、教員の研究組織のすこやかネットワーク連絡協議会にて、不登校の背景には「いじめ」の問題も関連しているだろうということで、教職員が日常の学校生活の中で「いじめ」の兆候を読み取るためのシートを小学校用・中学校用それぞれ作成しております。そのシートをどの時期に、どのように活用することが効果的か昨年度研究いたしました。今年度も

そのシートを活用して「いじめ」の早期発見・早期対応に努めるよう働きかけていきたいと考えております。

また、(来月)6月は「ふれあい(いじめ防止)月間」となります。その取組の中で重点的に「いじめ」についても見ていきます。

○伊藤委員長

わかりました。よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは以上で、(1)から(9)までの教育長報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○伊藤委員長

次に、協議事項(1)平成21年度小平市教育委員会表彰について、を議題といたします。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

協議事項(1)平成21年度小平市教育委員会表彰について、を説明します。資料No.11をごらんください。

本表彰は、小平市教育委員会表彰等に関する規程に基づき、教育及び文化の振興発展に功労のあった方に感謝状、または表彰状を贈呈するものでございます。

内訳としては、感謝状につきましては、校長・副校長退職者5名、文化財保護審議会委員2名、図書館協議会委員6名、教育相談員5名、学校歯科医1名、学校薬剤師1名、特別支援教育巡回相談員2名の合計22名でございます。

また、表彰状につきましては、小平市教育研究奨励費受給者5団体、小平市特色ある教育活動推進校3校、小平市立学校研究推進・協力校4校の、合計5団体、7校でございます。

なお、表彰式は、6月26日の教育委員会6月定例会閉会後を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○伊藤委員長

このことにつきまして御質問、御意見等ございますでしょうか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、このことにつきましては、提案どおり了解ということで御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

次の議題でございますが、協議事項（２）平成２１年度小平市立中学校教科用図書採択要領等について、及び議案第６号、平成２２年度使用中学校教科用図書採択方針について、は関連する議案ですので、これらを一括して議題といたします。阪本教育長、御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

協議事項（２）平成２１年度小平市立中学校教科用図書採択要領について、及び議案第６号、平成２２年度使用中学校教科用図書採択方針について、は本年度の中学校教科書の採択に当たり、小平市教育委員会としての方針及び要領等を定めるものでございます。

はじめに、今回の採択に当たっての特徴的な状況について説明いたします。

委員の皆さまには既に御存知のとおり、学習指導要領が改正され、新学習指導要領に準じた教科書は現在改訂中でございます。平成２２年度使用中学校教科書については、社会科（歴史的分野）以外の教科については、新たに文部科学大臣の検定を経たものがない状況でございます。このような状況を踏まえ、文部科学省からは、社会科（歴史的分野）以外の種目については、採択権者がそれぞれの地域の生徒にとって最も適した教科書を採択する責任を果たしつつ、その手続の一部を簡略化することも可能であることの通知がなされております。

これを受けて、小平市教育委員会といたしましては、社会科（歴史的分野）以外の教科につきましては、前回の調査資料に基づいた報告書を使用するものとしたと考えております。

お諮りする採択方針及び採択要領等は、このような考え方を基調として作成してあります。

続いて、採択方針及び採択要領それぞれの詳細につきましては、山田教育部理事より説明させていただきます。

○伊藤委員長

山田教育部理事、お願いいたします。

○山田教育部理事

先に、議案第６号、平成２２年度使用中学校教科用図書採択方針について、を説明いたします。そちらをごらんください。

この方針では、小平市教育委員会は次の点に留意して、総合的に判断して平成２２年度使用の

教科用図書の採択を行うものとしたしました。

採択には次の3点の1として、教育委員会がみずからの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。2といたしまして、教育委員会の教育方針及び学習指導要領を踏まえ、専門的な調査研究を行うこと。

3として、生徒及び地域の実情を十分配慮すること、の3点でございます。

次に、大きな2番目の、中学校で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目についてです。小平市教育委員会では、中学校において使用する教科書について、学習指導要領の各教科書の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように、各教科書の内容、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜について調査研究するものとします。

なお、先ほどの教育長からの説明のとおり、社会科(歴史的分野)以外の種目については、前回の採択替えの際の調査資料を用いることを考えております。

次に、協議事項(2)平成21年度小平市立中学校教科用図書採択要領について、を説明いたします。資料No.12をごらんください。

こちらは、小平市立中学校において平成22年度から使用する教科書の採択について、法令に基づいて、公正かつ適正に行うために必要な事項を定めたものです。

内容としましては、「第1 目的」「第2 採択組織及び職務」「第3 採択時期」「第4 採択する教科書」「第5 守秘義務」「第6 その他」から構成されております。

第2の採択組織及び職務においては、(1)で採択に当たっての教育委員会の職務を明確にしております。

(2)では、小平市立中学校教科用図書審議会を置くことを定め、(3)で、小平市立中学校教科用図書調査部会を置くこととし、それぞれの委員の資格要件、職務、定数、組織、任期等を定めております。

次に、要領の細則でございます。これは、第1及び第3で、審議会及び調査部会の委員の委嘱は、教育委員会が行うものとしております。また、第5、第6では、委員の欠格条件と解任の事由を規定しております。第7では、必要に応じて、教育委員会で見本本を展示することとし、第8では審議委員会及び調査部会の会議は非公開としておりますが、採択後は採択結果を公表するものとしたものでございます。

この場の協議にて、委員の皆さまの御了解をいただきましたら、この要領に沿って、今後の事務手続を進めてまいります。

以上でございます。

○伊藤委員長

このことにつきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

昨年、小学校の分に関しましては、特に変化もなくそのままということで、採択いたしました。今回中学校の、特に社会科について一社加わったということで、このような手順がとられるということですね。それでよろしいでしょうか。

○山田教育部理事

はい、そうです。

○伊藤委員長

よろしゅうございますか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結します。

先に議案の採決を行います。

議案第6号、平成22年度使用中学校教科用図書採択方針について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、協議事項（2）平成21年度小平市立中学校教科用図書採択要領等について、このことにつきましては、提案どおり了解ということで御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

御異議ないものと認めます。

山田教育部理事、お願いいたします。

○山田教育部理事

ただいま、採択方針を議決いただき、要領について御了解いただきました。

社会科（歴史的分野）を除く、前回の調査資料につきましては、本日の会議終了後、配付させ

ていただきます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

以上で、協議事項（１）（２）及び議案第６号を終了いたします。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、御退席願います。

ここで休憩をしないと存じます。１５時１５分まで休憩します。

ありがとうございました。

午後３時２分 休憩